

第 2 1 回諮問委員会

ユニバ支援業務に係る平成 2 5 年度計画の基本的考え方

1 事業計画関係

- (1) 平成 2 5 年度は、基本業務である負担金の徴収事務及び交付金の交付事務を、外部監査による厳正なチェックの下に、迅速・的確に推進する。
- (2) ユニバ支援業務全般について広く国民の理解を頂くため、これまでの実施結果も踏まえながら効率化を図るとともに、関係事業者等とも連携し、効果的な周知広報活動を実施する。

2 収支予算関係

- (1) 2 5 年度予算に関する特記事項
 - ① 協会全体の予算は、一般社団法人に求められる「損益ベースの予算」としているが、ユニバ支援業務に係る予算については、2 5 年度単年度分の支援業務費額の把握が必要となること等から、「損益ベースの予算」を組み替えて従来通りの「資金ベースの予算書」を作成し、これにより電気通信事業法第 8 0 条に基づく総務大臣への認可申請を行う。
なお、一般社団法人の移行認可申請のため、既に平成 2 4 年度予算において同様の組替え措置により対応している。
 - ② N T T 東西への交付金減少とそれに伴う負担金収入の減少により、全体として予算規模は縮小。
 - ③ 年度途中での番号単価修正の見込みはないので平成 2 4 年度予算のような修正番号単価の周知（全国約 5 0 紙への広告記事及びネット広告掲載）のための広報費の増額は見込んでいない。
 - ④ 従来から予算額の削減に努めてきたところであるが、周知広報費の内コールセンター費について見直しを行い予算額を削減している。

(2) ユニバ支援業務に係る各年度の予算規模は以下のとおりである。

(百万円)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25
支援 業務費	123	74	80	70	69	68	80 (*63)	62
周知 広報費	97	37	41	31	30	29	45 (*28)	27
割合 (%)	79	49	52	44	43	42	56 (*45)	43

*増額分を除いた場合